

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○災害救助法の適用	3
○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害	3
○災害救助法の適用	3
○〃	3

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年8月12日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第87号
高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
第1条第2項中「知事による」を「知事が行う」に、「第30条第2項の規定に基づき」を「第13条第2項の規定により」に改め、同条第3項中「第30条」を「第13条」に改める。
第2条中「第9条第1項」を「第3条第1項」に改める。
第5条中「第2条」を「第2条第2項」に、「受け、」を「受け、同条第3項の規定により」に改める。
第7条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に、「立入検査について」を「立入検査に」に改める。
第10条第1項中「第25条の規定によって、」を「第8条の規定に基づき」に改める。
第12条中「第24条第5項」を「第7条第5項」に改める。

第13条第2項中「救助に」を「法第8条の規定に基づき救助に」に、「者は、」を「ものは、前項の扶助金支給申請書に」に改める。
第14条第1項中「第30条第1項」を「第13条第1項」に、「第23条第1項」を「第17条第1項」に改める。
第15条中「実施することとする」を「実施するものとする」に改める。
第16条中「これを」を「その旨を」に改める。
別表第1の1中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同表の1の(1)のイ中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の1の(1)のウ中「を収容する」を「に供与する」に、「300円」を「310円」に改め、同表の1の(2)のイ中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の1の(2)のイ中「2,401,000円」を「2,530,000円」に改め、同表の1の(2)のウ中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の2中「炊出しその他による食品の給与及び」を「炊き出しその他による食品の給与及び」に、「(1) 炊出し」を「(1) 炊き出し」に改め、同表の2の(1)のイ中「炊出し」を「炊き出し」に、「収容された」を「避難している」に改め、同表の2の(1)のイ中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同表の2の(1)のウ中「炊出し」を「炊き出し」に、「1,010円」を「1,040円」に改め、同表の2の(1)のウ中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同表の3の(3)のイの表中「17,200円」を「17,800円」に、「22,200円」を「22,900円」に、「32,700円」を「33,700円」に、「39,200円」を「40,400円」に、「49,700円」を「51,200円」に、「7,300円」を「7,500円」に、「28,500円」を「29,400円」に、「36,900円」を「38,100円」に、「51,400円」を「53,100円」に、「60,200円」を「62,100円」に、「75,700円」を「78,100円」に、「10,400円」を「10,700円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「5,600円」を「5,800円」に、「7,600円」を「7,800円」に、「11,400円」を「11,700円」に、「13,800円」を「14,200円」に、「17,400円」を「18,000円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「9,100円」を「9,400円」に、「12,000円」を「12,300円」に、「16,800円」を「17,400円」に、「19,900円」を「20,600円」に、「25,300円」を「26,100円」に、「3,300円」を「3,400円」に改め、同表の4の(1)のウの(イ)中「又は」を「及び」に改め、同表の5中「災害を受けた者」を「被災者」に改め、同表の6中「災害を受けた」を「被災した」に改め、同表の6の(2)中「520,000円」を「547,000円」に改め、同表の11の(4)のイ中「3,300円」を「3,400円」に改め、同表の11の(4)のイの(イ)中「5,000円」を「5,200円」に改め、同表の12の(3)中「201,000円」を「206,000円」に、「160,800円」を「164,800円」に改める。
別表第2中「第24条第5項」を「第7条第5項」に改め、同表

の1中「第10条第1号から第4号まで」を「第4条第1号から第4号まで」に改め、同表の1の(1)のイ中「23,600円」を「24,200円」に改め、同表の1の(1)のウ中「15,100円」を「15,000円」に改め、同表の1の(1)のオ中「14,400円」を「14,200円」に改め、同表の1の(1)のカ中「15,800円」を「15,900円」に改め、同表の1の(1)のキ中「14,800円」を「18,400円」に改め、同表の1の(1)のク中「14,300円」を「17,500円」に改め、同表の2中「第10条第5号から第10号まで」を「第4条第5号から第10号まで」に改める。
別記第1号様式(その1)、同様式(その2)、同様式(その3)、同様式(その4)及び同様式(その5)中「第26条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式(その9)中「3 使用する土地又は家屋の種類」を「3 使用する土地又は家屋の所在場所」に改める。
別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

← 10.5センチメートル
→

写真貼り付け箇所

第 号

立入検査証票

所属

職名

氏名

年 月 日生

有効期限 年 月 日

7.4センチメートル

上記の者は、災害救助法第10条第1項及び第2項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事 印

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

災害救助法（抜粋）
（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条 略

2 略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（都道府県知事の取用等）

第9条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 略
（都道府県知事の立入検査等）

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

第33条 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

別記第4号様式（その1）中「第24条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別記第6号様式（その1）中「第25条」を「第8条」に、「従事すべき」を「協力すべき」に改める。

別記第8号様式中「第29条」を「第12条」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

（市町村長名） 様

高知県知事 

市町村長による災害救助法による救助の実施に関する事務の実施について
（通知）

年 月 日に発生しました 災害において災害救助法
（昭和22年法律第118号）による救助を実施するに当たり、同法第13条第1項の規定に基
づき下記のとおり救助の実施に関する事務の一部を貴職が行うこととしますので、災害救
助法施行令（昭和22年政令第225号）第17条第1項の規定により通知します。

記

- 1 救助の実施に関する事務の内容
- 2 救助の実施に関する事務を行う期間

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法
施行細則別表第1及び別表第2の規定は、平成26年8月3日から
適用する。

告 示

高知県告示第477号の2

平成26年台風第12号による大雨等のため被害を受けた次の地域
に対して、平成26年8月3日から災害救助法（昭和22年法律第
118号）を適用する。

平成26年8月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

いの町

高知県告示第477号の3

平成26年8月3日、いの町の区域内において発生した平成26年
台風第12号による大雨災害を被災者生活再建支援法（平成10年法
律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成26年8月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第477号の4

平成26年台風第11号により多数の者が生命又は身体に危害を受
け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要として
いる次の地域に対して、平成26年8月9日から災害救助法（昭和
22年法律第118号）を適用する。

平成26年8月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

高知市

大豊町

高知県告示第477号の5

平成26年台風第11号により多数の者が生命又は身体に危害を受
け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要として
いる次の地域に対して、平成26年8月9日から災害救助法（昭和
22年法律第118号）を適用する。

平成26年8月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域

四万十町